

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり産業観光施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 産業観光施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる産業観光施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 産業観光施設の設置の目的に反するとき。
- （3） 産業観光施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、産業観光施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- （1） 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （2） この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3） 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（利用料金）

第6条 別表第3の左欄に掲げる産業観光施設を利用しようとする者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 利用料金の額は、別表第3の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、産業観光施設の使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用若しくは利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 市長は、産業観光施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該産業観光施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該産業観光施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 北九州国際展示場の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該産業観光施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う産業観光施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 産業観光施設の維持管理に関すること。
- (2) 産業観光施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い産業観光施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、産業観光施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

別表第1(第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
観光施設	市民及び観光客に対し、健康的ないこいの場（憩いの場の利用について利便を提供する施設を含む。）を提供する。	北九州市小倉城	北九州市小倉北区内 2 番 1 号

別表第3(第6条関係)

施設 の種 類	金額						備考
小倉 城	入城 料	—		大人	中学校及 び高等学 校の生徒	小学校の児 童	1 特別の催物を開催す る場合の入城料は、1 人1回1,000円とする。
		個人	1人1回	円 市外居住者500 市内居住者400	円 300	円 150	2 市長及び教育委員会 が別に定める北九州市 小倉城、北九州市都市 公園、霊園、駐車場等 の設置及び管理に關す る条例(昭和47年北九 州市条例第7号)別表第 1の2に規定する小倉城 庭園及び北九州市教育 施設の設置及び管理に 關する条例(昭和47年 北九州市条例第8号)別 表第2に規定する北九 州市立松本清張記念館 の共通入場券を利用す る場合の入城料は、大 人にあつては300円、 中学校及び高等学校の 生徒にあつては180 円、小学校の児童にあ つては90円とする。
		団体 (30 人以 上)		400	200	100	

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（供用時間及び休業日）

第1条 産業観光施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする産業観光施設の概要等の公表）

第6条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする産業観光施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 定款又はこれに準ずるものの謄本
- （2） 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- （3） 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- （4） 事業計画書に係る収支見積書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第8条 市長は、産業観光施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する産業観光施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第1(第1条関係)

産業観光施設の種類	供用時間	休業日	備考
小倉城 旧古河鋳業若松ビル	(1) 4月1日から10月 31日まで 午前9時から午後6 時まで (2) 11月1日から翌年 の3月31日まで 午前9時から午後5時ま で	12月29日から同月31日 まで	1 市長が特に必要 があると認める ときは、休業日 若しくは供用時 間を変更し、又 は臨時に休業日 を指定すること ができる。 2 休日とは、国民 の祝日に関する 法律(昭和23年法 律第178号)に規 定する休日をい う。

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭51条例34・平元条例9・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園（公園施設を除く。）及び公園施設をいう。
- (5) 公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- (6) 予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- (7) 霊園 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- (8) 駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- (9) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (10) 自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

（行為の制限）

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- （1） 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- （2） 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- （3） 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

（行為の禁止）

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- （2） 都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- （3） 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- （4） 土地の形状を変更すること。
- （5） ごみその他の汚物を捨てること。
- （6） 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （7） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （8） 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

（使用又は利用の制限及び禁止）

第6条 市長は、都市公園の維持管理上必要があるときは、都市公園の使用又は利用を制限し、又は禁止することができる。

（使用又は利用の許可）

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないもの

とする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他の不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする者が提出すべき申請書の条例で定める記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とする。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の氏名及び住所

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の氏名及び住所

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長が指示する事項

2 法第6条第1項の占用の許可を受けようとする者が提出すべき申請書の同条第2項の条例で定める記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 占用物件の管理の方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 復旧方法

(6) その他市長の指示する事項

(使用料)

第10条 都市公園又は公園施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(利用料金)

第 11 条の 2 別表第 1 の 2 の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第 1 の 2 の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第 11 条の 3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(指定管理者)

第 36 条 市長は、都市公園（市が設置する公園施設を含む。）、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設（以下「都市公園等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 36 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園及び到津の森公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第 1 項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第 3 6 条の 3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 3 6 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第 3 6 条の 5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第 3 6 条の 6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（次項から第 4 項までにおいて「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金又は特例有料施設等利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料又は占用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第 1 項の場合において、当該都市公園等が別表第 1 の 2 の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第 1 1 条の

2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第1項の場合において、当該都市公園等が特例有料施設等であるときは、第4条の行為の許可又は特定仮設工作物に対する定型的な法第6条第1項及び第3項の許可を受けた者は、第36条の3の3第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した特例有料施設等利用料金の額に相当する額の占用料を納入しなければならない。

5 別表第1の2の注書第2項の規定は第3項の使用料について、別表第11の注書の規定は前項の占用料について準用する。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

1 公園施設の設置・管理の使用料

種別		使用料		備考
公園施設の設置	売店及び飲食店	1平方メートル1月につき	円 200	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があると
	その他の施設	1平方メー	100	

		トル 1 月に つき		きは、1 平方メートル として計算する。
公園施 設の管 理	和布刈公園軽飲食店	1 月につき	4 5 , 0 0 0	2 許可の期間が 1 月に 満たないとき、又は許 可の期間に 1 月未満の 端数があるときは、1 月として計算する。 3 売店（自動販売機に 限る。）の設置の許可 をする者を公募により 決定する場合の当該設 置に係る使用料の額 は、当該公募により決 定された者が当該公募 の際に提案した使用料 の額（当該額が規定使 用料の額に満たないと きは、当該規定使用料 の額）とする。 4 使用料は、許可の際 納入すること。ただし、 許可の期間が 1 年を超 える場合は次年度以降 の使用料は、当該年度 の 4 月末日までに納入 すること。
	北九州市民球場売店	1 月につき	2 , 0 0 0	
	高炉台公園売店	1 月につき	2 0 , 0 0 0	

2 都市公園の占用料

種別			金額		備考
電	本柱	第 1 種	1 本につき 1	9 0 0 円	1 面積が 1 平方メート

柱 類		第 2 種	年	1, 4 0 0 円	ルに満たないとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとして、長さが 1 メートルに満たないとき、又は長さに 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルとして計算する。
		第 3 種		1, 9 0 0 円	
	支柱、支線 柱及び支線	第 1 種	1 本につき 1 年	9 0 0 円	
		第 2 種		1, 4 0 0 円	
		第 3 種		1, 9 0 0 円	
	共架電線その他上空に設ける線類			1 メートルにつき 1 年	
地下電線その他地下に設ける線類			1 メートルにつき 1 年	5 円	
鉄塔			1 平方メートルにつき 1 年	1, 6 0 0 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1 個につき 1 年	1, 6 0 0 円	
地 下 埋 設 管	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの		1 メートルにつき 1 年	3 4 円	3 占用料は、許可の際納入すること。ただし、許可の期間が 1 年を超える場合は、次年度以降の占用料は、当該年度の 4 月末日までに納入すること。
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			4 8 円	
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			7 2 円	
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			9 6 円	

外径が 0. 2メートル 以上 0. 3メートル未 満のもの		1 5 0 円
外径が 0. 3メートル 以上 0. 4メートル未 満のもの		2 0 0 円
外径が 0. 4メートル 以上 0. 7メートル未 満のもの		3 4 0 円
外径が 0. 7メートル 以上 1メートル未満の もの		4 8 0 円
外径が 1メートル以上 のもの		9 6 0 円
通路、鉄道、公共駐車場、 防火水槽、水道施設、下水 道施設、変電所その他これ らに類する施設で地下に 設けられるもの	1 平方メート ルにつき 1 年	1 , 8 0 0 円
橋、道路及び鉄道で高架の もの	1 平方メート ルにつき 1 年	1 , 2 0 0 円
標識	1 本につき 1 年	1 , 3 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差 出箱、天体、気象又は土地 観測施設その他これらに 類するもの	1 平方メート ルにつき 1 年	6 7 0 円
工事用板囲、足場、詰所そ	1 平方メート	3 2 円

の他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		ルにつき 1 日	
占用物件を設けるその他の占用		1 平方メートルにつき 1 日	3 2 円
その他の 他の 占用	業としての写真撮影	1 台につき 1 日	1 7 0 円
	募金、物品の販売その他営業行為	1 平方メートルにつき 1 日	1 7 0 円
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	1 5 円

別表第 1 の 2 （第 1 1 条の 2 関係）

施設の 種類 等	金額					備考
	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
白 野 江 植 物 公 園	料	個人	1	3 0 0 円	1 5 0 円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		団体	人	2 4 0 円	1 2 0 円	
		(2 5 人 以	1 回			

		上)					
白 野 江 植 物 公 園 駐 車 施 設	大型自動車		1台1回（1日 以内）	1，000円		大型自動車、中型自動車 及び普通自動車の区分 は、改正前の道路交通法 第3条に規定するところ による。	
	中型自動車						
	普通自動車			300円			
到 津 の 森 公 園	入 園 料	区分	一般	中学校及 び高等学 校の生徒	小学校の 児童以下 の者（4歳 未満の者 を除く。）		
		個人	1人	円 1，000	円 500		円 100
		団体 （2 5人 以上）	1回	800	400		50
到 津 の 森 公	大型自動車		1台1回（1日 以内）	円		大型自動車、中型自動車 及び普通自動車の区分 は、改正前の道路交通法 第3条に規定するところ による。	
	中型自動車			1，000			
	普通自動車			600			

園 駐 車 施 設							
小倉城庭園	入 場 料	区分		一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	市長及び教育委員会が別に定める北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第６号）別表第１に規定する北九州市小倉城、小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第８号）別表第２に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入場料は、一般にあつては３００円、中学校及び高等学校の生徒にあつては１８０円、小学校の児童にあつては８０円とする。
		個人	１人１回	市外居住者５００円 市内居住者４００円	３００円	１５０円	
		団体 （３０人以上）		４００円	２００円	１００円	
	各 室 利 用 料	区 分	９時～１２時	１２時～１５時	１５時～１８時	１８時～２１時	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に１００分の４を乗じて得た額（当該額が規定の額の１５割
			平日 土曜日 日曜	平日 土曜日 日曜	平日 土曜日 日曜	平日 土曜日 日曜	

			日 休日		日 休日		日 休日		日 休日	に相当する額に満たないときは、当該規定の額の1.5割に相当する額)とする。
		和室1	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円	2,400円	3,120円	3,720円	
		和室2	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円	2,400円	3,120円	3,720円	
		和室3	1,560円	1,800円	1,800円	2,040円	1,800円	2,400円	2,800円	
		研修室	960円	1,080円	1,200円	1,440円	1,200円	1,560円	1,920円	
冷暖房設備利用料		実費に相当する額の範囲内で規則で定める額								
水環境館	入館料	区分		一般		小・中学校の児童及び生徒				
		1人1回		150円		70円				
勝山公	普通自動車			1台につき30分又はその端数ごとに		150円。ただし、1日に連続して3時間を超		1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動		

園 駐 車 施 設					えて駐車したときは、１日当たり１，０００円	車をいう。 ２ 駐車時間が２０分以内のときは、無料とする。
山 田 緑 地	入 園 料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		１人１回	１５０円		７０円	
森 の 家	各 室 利 用 料	区分	９時～１２時		１２時～１７時	１ 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に１００分の６を乗じて得た額（当該額が規定の額の１５割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の１５割に相当する額）とする。 ２ 多目的ホールの利用面積が２分の１以下の場合の額は、規定の額の５割に相当する額とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
		多目的ホール	６，９００円	７，９５０円	９，９００円	１１，８５０円
		大会議室	１，６５０円	２，５５０円	２，４００円	３，９００円
		小会議室	９００円	１，６５０円	１，５００円	２，４００円
		講習室	２，８５０円	４，６５０円	４，３５０円	７，０５０円
		映像室	１，９５０円	３，３００円	３，０００円	４，９５０円
	冷	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額				

	暖房設備利用料						
山田緑地駐車施設	大型自動車	1台1回（1日以内）	1，000円			大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。	
	中型自動車						
	普通自動車		300円				
志井ファミリープール	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	
		個人	1人1回	400円	200円	50円	
		団体（25人以上）		320円	160円	40円	
	施設利用	波のプール	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児
			1人1回	300円	150円	50	

	料 人				円
		団 体 (2 5 人 以 上)	2 4 0 円	1 2 0 円	4 0 円
		スライダープール	1 人 1 回	1 0 0 円	
		川下りプール	1 人 1 回	1 0 0 円	
	器 具 利 用 料	ゴムボート	1 回 (1 時間以 内)	5 0 0 円	
		ボディボード	1 回 (2 時間以 内)	3 0 0 円	
響 灘 緑 地 広	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1 回	1 0 0 円	
	入 園 料	区分	一般	小・中学校 の児童及 び生徒	国民の祝日及び緑化に関 する行事をする日で、市 長が特に必要があると認 めて規則で定める日につ いては、無料で入園させ
		1 人 1 回	1 5 0 円	7 0 円	

場					るものとする。
ひびき動物ワールド	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
		1人1回	300円	150円	
		回数券 (4枚つづり)	1人1回	1,000円	
				500円	
ポニー広場	乗馬料	個人	1人1回	450円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。
		団体(25人以上)		360円	
		1頭につき30分 又はその端数ごとに		3,000円	
	馬車利用料	区分	一般	中学校の生徒以下の者	
		1人1回	300円	150円	
熱帯生態園	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	
	1人1回		450円	220円	
	回数券 (4枚)	1人1回	1,000円	500円	

	つづり)						
都市緑化センター	各室利用料	区分	9 時～ 1 2 時		1 2 時～ 1 7 時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	3 , 7 5 0 円	4 , 3 5 0 円	5 , 4 0 0 円	6 , 4 5 0 円	
		講習室	2 , 4 0 0 円	2 , 8 5 0 円	3 , 6 0 0 円	4 , 3 5 0 円	
	会議室	1 , 5 0 0 円	1 , 8 0 0 円	2 , 2 5 0 円	2 , 7 0 0 円		
	冷暖房設備利用料	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額					
響灘緑地野	1 時間又はその端数ごとに				1 , 5 0 0 円	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割	

外 ス テ ー ジ						に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。	
サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	自 転 車 利 用 料	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	
		基本 利用 料	1台2時間以内	300円	190円	150円	
		超過 利用 料	1台2時間を超える30分又はその端数ごとに	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー		1回	100円		
響 灘 緑 地	大型自動車		1台1回（1日以内）		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところ
	中型自動車						
	普通自動車				300円		

駐 車 施 設					による。
旧 安 川 邸	入 場 料	区分		一般	小学校の児童及 び中学校の生徒
		個人	1 人	2 6 0 円	1 3 0 円
		団体 (2 5 人 以 上)	1 回	2 0 0 円	1 0 0 円
夜 宮 公 園	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回 (1 日 以内)		1 , 0 0 0 円	大型自動車及び中型自動車 の区分は、改正前の道路 交通法第 3 条に規定す るところによる。
駐 車 施 設	普通自動車	1 台につき 3 0 分又はその端数 ごとに		1 0 0 円。ただし、 1 日に連続して 3 時 間を超えて駐車した ときは、1 日当たり 6 0 0 円	1 普通自動車とは、改 正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動 車をいう。 2 駐車時間が 2 0 分以 内のときは、無料とす る。

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（有料施設の供用時間等）

第1条 有料施設（次項に規定するものを除く。）の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

2 延命寺臨海公園駐車施設、勝山公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設、桃園公園駐車施設、大池公園駐車施設及び夜宮公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間は、別表第1の2のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

（行為の許可手続）

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長（指定管理者に条例第4条の許可を行わせる特例有料施設等にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

（1） 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2） 占用する都市公園の名称

（3） 行為の目的及び内容

（4） 占用の期間

（5） 占用の面積

（6） 復旧方法

（有料施設の使用又は利用の許可手続）

第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者が有料施設を専用又は団体で使用又は利用をしようとするものであるときは、次に掲げる

事項（団体で使用又は利用をするときにあっては、第５号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長（指定管理者に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める電気通信回線を利用する方法によることができる者については、この限りでない。

- （１） 申請者の氏名及び住所
- （２） 使用又は利用をする有料施設の名称及び使用又は利用の範囲
- （３） 使用又は利用の目的
- （４） 使用又は利用の日時
- （５） 入場料等の徴収の有無

（小倉城庭園等の冷暖房設備利用料）

第４条の３ 条例別表第１の２の小倉城庭園の冷暖房設備利用料の項、森の家の冷暖房設備利用料の項及び都市緑化センターの冷暖房設備利用料の項に規定する実費に相当する額の範囲内で規則で定める額は、別表第２の２のとおりとする。

（利用料金又は特例有料施設等利用料金の額の承認の告示）

第４条の４ 市長は、条例第１１条の２第３項又は第３６条の３の３第３項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表）

第１６条の２ 市長は、都市公園等（条例第３６条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。）について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第３６条の２第２項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 16 条の 3 条例第 36 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第 16 条の 4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第 16 条の 5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

別表第 1 (第 1 条関係)

区分		供用時間	休業日	備考
プール	志井ファ ミリープ ール	午前 9 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで	1 月から 6 月まで 及び 9 月から 12 月まで	1 休日とは、国民 の祝日に関する法 律（昭和 23 年法 律第 178 号）に 規定する休日をい う。 2 市長は、特に必 要があると認める ときは、有料施設
	木屋 25 瀬プメー ールトル プー ール	午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで	(1) 1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月ま で (2) 7 月 1 日 から同月 20 日	

			までの期間のうち、日曜日、土曜日及び休日並びに市長が別に定める日を除いた日並びに 8 月 26 日から同月 31 日までの期間のうち、市長が別に定める日を除いた日	の供用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。
	幼児用プール	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月まで	
	その他のプール	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月まで	
野球場	北九州市民球場	(1) 4 月から 10 月まで 午前 9 時から午後 9 時まで (2) 11 月から翌年の 3 月まで 午前 9 時から午後 6 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	
	その他の球場	(1) 4 月から 10 月まで 午前 6 時から午後 9 時まで		

		(2) 11月から 翌年の3月まで 午前6時から午後 6時まで		
陸上競 技場	共用	午前7時から午後8 時まで		
	専用	午前7時から午後9 時まで		
運動場		午前6時から午後9 時まで		
庭球場		(1) 4月から1 1月まで 午前7時から午後 9時まで (2) 12月から 翌年の3月まで 午前7時から午後 6時まで		
武道場 弓場 柔剣道場		午前9時から午後9 時まで		
体育館		午前9時から午後9 時まで		
野外音楽堂		(1) 4月から9 月まで 午前9時から午後 9時まで (2) 10月から 翌年の3月まで		

	午前 9 時から午後 8 時まで	
響灘緑地野外ステ ージ	午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 火曜日(そ の日が休日に当 たるときは、そ の翌日) (2) 12月2 9日から翌年の 1月3日までの 日
サイクリングター ミナル	午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 火曜日(そ の日が休日に当 たるときは、そ の翌日) (2) 12月2 9日から翌年の 1月3日までの 日
小倉城庭園	(1) 4月から1 0月まで 午前 9 時から午後 8 時まで(和室 1、 和室 2、和室 3 及 び研修室は、午前 9 時から午後 9 時 まで) (2) 11月から 翌年の 3 月まで 午前 9 時から午後	12月29日から 同月 31 日までの 日(和室 1、和室 2、和室 3 及び研 修室は、月曜日(そ の日が休日に当た るときは、その翌 日)及び 12月2 9日から翌年の 1 月 3 日までの日)

	7時まで(和室1、和室2、和室3及び研修室は、午前9時から午後9時まで)	
水環境館	午前10時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
文化記念公園管理棟	(1) 日曜日 午前9時から午後5時まで (2) その他の日 午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日 (2) 休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
ひびき動物ワールド	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
白野江植物公園	午前9時から午後5時まで	
到津の森公園	午前9時から午後5時まで	
山田緑地 響灘緑地広場	午前9時から午後5時まで	
森の家	午前9時から午後5時まで	
熱帯生態園	午前9時から午後5時まで	

	時まで		
都市緑化センター	午前 9 時から午後 5 時まで		
旧安川邸	午前 9 時から午後 5 時まで		
白野江植物公園駐車施設 到津の森公園駐車施設 山田緑地駐車施設 響灘緑地駐車施設	午前 9 時から午後 5 時まで		

別表第 1 の 2 （第 1 条関係）

駐車施設	供用時間	入庫時間	出庫時間	備考
延命寺臨海公園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	市長は、特に必要 があるとき、供用時 間、入庫時間又は 出庫時間を変更 することができる。 る。
勝山公園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 7 時から 午後 1 0 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	
三萩野公園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 5 時から 午後 1 0 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	
帆柱公園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	
桃園公園駐車施設	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 5 時から 午後 1 0 時まで	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	

	で	で	で	
大池公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 5 時から 午後 1 0 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	
夜宮公園駐車 施設	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	

別表第 2 の 2 （第 4 条の 3 関係）

区分		金額
小倉城庭園	和室 3	3 0 分又はその端数ごとに 6 0 円
	研修室	3 0 分又はその端数ごとに 4 0 円
森の家	多目的ホール	3 0 分又はその端数ごとに 1 , 2 2 0 円
	大会議室	3 0 分又はその端数ごとに 4 2 0 円
	小会議室	3 0 分又はその端数ごとに 3 5 0 円
	講習室	3 0 分又はその端数ごとに 5 6 0 円
	映像室	3 0 分又はその端数ごとに 4 5 0 円
都市緑化セン ター	イベントホール	3 0 分又はその端数ごとに 4 2 0 円
	講習室	3 0 分又はその端数ごとに 1 4 0 円
	会議室	3 0 分又はその端数ごとに 4 0 円

○個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六條において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個

人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十五条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令三法三七・追加・旧第百七十六条繰下、令四法六八・一部改正)

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(平二七法六五・旧第五十七条繰下・旧第七十五条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十五条繰下・旧第百七十七条繰下・一部改正)

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平二七法六五・追加・旧第七十六条繰下・一部改正、令二法四四・一部改正、令三法三七・旧第八十六条繰下・旧第百七十八条繰下・一部改正)

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。